○東京歯科大学短期大学試験規程

平成29年４月１日
短期大学学長裁定
改正　令和２年４月１日
令和３年４月１日
令和３年４月１日
令和４年10月１日
令和５年10月１日
令和６年１月15日
令和６年３月18日

（科目試験の種類）

第１条　科目試験は、定期試験、追試験及び再試験（以下、「追・再試験」という。）とる。

２　定期試験とは、各期末に行う試験をいう。

３　追試験とは、疾病その他やむを得ない事情により定期試験を欠席した者に行う試験をいう。

４　再試験とは、定期試験に不合格となつた科目試験について行う試験をいう。

５　第１項の各試験は、レポート又は口頭試問によつてこれにかえることがある。

（科目試験の実施時期及び成績判定）

第２条　定期試験は、各学期の終りに、その期間に履修した科目について行う。なお、総合演習、卒業研究、実習・実技（臨床・臨地実習を含む）の科目については、各科目所定の方法によつて成績を判定する。

２　総合演習については、卒業試験を受けなければならない。なお、成績については、当該年度に実施された卒業試験の結果を総合的に判定する。

３　卒業研究については、第２学年及び第３学年在籍時における履修状況により成績を判定する。

４　実習・実技のうち、東京歯科大学短期大学施設において実施する科目は各科目ごとで成績を判定する。また、臨床・臨地実習については、配属先における成績評価の結果を総合的に判定する。

第３条　追・再試験は、願い出によりこれを行い、原則として定期試験終了後の各期末に行う。

（成績評価）

第４条　科目試験の成績は、以下のとおり評価する。

(1)　定期試験の成績は、１科目10.0点満点とする。

(2)　追試験の成績は、各科目ごとに10％を減点する。ただし、学校保健安全法第19条の規定により定期試験の出席停止を指示された場合は、これを適用しない。

(3)　再試験の成績は、各科目において最高を6.3点とする。

第５条　各学年における通年科目の成績は、両学期の成績を総合して判定するものとする。ただし、１科目の授業が１学期間に終了するものは、その学期の成績をもつて学年の成績とする。

第６条　各科目の試験の評価は、各科目6.3点以上を合格とし、6.3点未満を再試験の対象とする。

（進級判定及び卒業判定）

第７条　各学年で履修した全科目に合格した者を進級させる。ただし、失格科目がなく、全科目の平均が6.3点以上、かつ6.3点未満の科目が３科目未満である者は教授会の議を経て進級させることができる。

２　第２学年においては、授業科目及び臨床・臨地実習に合格した者を進級させる。なお、授業科目については、本条第１項の基準を満たすものとする。

３　第３学年においては、授業科目、臨床・臨地実習、卒業研究及び総合演習（卒業試験）に合格した者を卒業させる。なお、在学中における各科目の出席及び欠席の状況等を加味して判定を行う。

４　卒業判定においては、在学中における各科目の出席及び欠席の状況等を加味し、次項による評価基準を満たす者を卒業とする。

５　GPA（Grade Point Average）制度による評価については、別に定める。

（受験資格）

第８条　各科目の授業については、毎時間（毎回）に担当者（関係者）が出席及び欠席を調査記録する。

２　卒業試験の受験資格を得るためには、各年度で定められた各回の卒業試験までに実施される総合演習の授業について、東京歯科大学短期大学学則（以下、「学則」という。）第16条に定める受験資格要件を満たさなくてはならない。

３　学則第16条に定める受験資格に失格した者は、特別の事情がある場合に限り、教授会の議を経て、受験を許可されることがある。

４　遅刻又は早退は、原則としてそれぞれ１回につき欠席0.5回と計算する。

５　学校保健安全法第19条の規定による出席停止に基づく欠席は、該当する欠席回数を出席回数として計算する。

第９条　試験に欠席した者は、欠席届を必ず提出しなければならない。未提出者は追試験を受けられない。

（追・再試験手続き）

第10条　追・再試験を願い出る者は、正規の手続きを指定された期間内に行わなければならない。

第11条　追・再試験の受験料は１科目3,000円とし、指定された期間内に納めるものとする。納めない者は受験資格を失う。ただし、学校保健安全法第19条の規定により定期試験の出席停止を指示された場合は、これを適用しない。

第12条　学則第17条の規定に該当する追・再試験の欠席者は、指定された期間内に所定の手続きを行わなくてはならない。

（進級判定後の手続き）

第13条　進級の判定が不合格の者、又は休学中の者で、次年度になお在学しようとする者は、４月１日までに届け出なければならない。届け出のない者は除籍することがある。

（再入学希望者）

第14条　学則第31条により、再入学を希望する者（以下、「再入学希望者」という。）の入学許可に係る判定は、人物・適性等に関する調査及び学力試験を行う。

２　再入学希望者の退学時の事由が病気によるものであつた場合、病状により出願できる期間を規定年数より延長することができる。ただし、再入学の意思があることを１年ごとに所定の手続きにより、新学年開始の前年12月25日までに申し出なければならない。再入学期間延長許可の判定は、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

３　再入学は、１回のみとする。

（規程の改廃）

第15条　本規程の改廃は、教授会の意見を聴いた後、学長がこれを決定する。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和６年４月１日から施行する。

２．この規程は、令和６年度に入学する学年から適用する。

３．第４条(3)、第６条及び第７条の6.3点については、令和６年度第２学年、第３学年は6.0点、令和７年度第３学年は6.0点と読み替える。